

現場代理人及び現場責任者の常駐規定の緩和に関する取扱要領

(令和6年2月29日市長決裁)

1 常駐規定を緩和できる契約

加須市建設工事標準請負契約約款（平成22年3月23日市長職務執行者決裁）第10条の規定に基づく現場代理人及び加須市委託標準契約約款（平成22年3月23日市長職務執行者決裁）第7条の規定に基づく現場責任者（以下「現場代理人等」という。）は、契約の的確な履行を確保するため、現場への常駐を義務付けているが、次の（1）又は（2）に該当する工事又は委託（以下「工事等」という。）については、発注者との連絡体制を確保した上でこの規定を緩和することができる。

（1）実質的に現場が稼働していない期間（常駐を必要としない期間）

次のいずれかに該当する期間は、常駐規定を緩和する。

- ア 契約締結後、現場作業に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）
- イ 完成又は完了検査が終了し、事務手続き又は後片付け等のみが残っている期間
- ウ 工事を全面的に一時中止している期間
- エ 橋梁、ポンプ、ゲート及びエレベーター等の工場製作を含む工事であって、その工場製作のみが行われている期間
- オ 土木施設維持管理業務において、現場調査又は現場作業（資機材の搬入、搬出をする期間を含む）を行わない期間
- カ 建設工事に係る調査・測量業務において、現場調査又は現場作業（資機材等の搬入、搬出をする期間を含む）を行わない期間

（2）一定の条件を満たす工事等（常駐を緩和する工事等）

次のいずれかに該当する工事等については、安全管理、工事管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものではないとして、常駐を必要とする期間においても、常駐規定を緩和することができる。

ア 主任技術者を専任で配置する必要のない工事（建設業法第26条第3項に該当しない工事）

イ 現場代理人が主任技術者を兼ねる場合において、建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき、主任技術者の兼務が認められた工事

ウ 建設工事に係る調査・測量業務及び土木施設維持管理業務委託

2 現場代理人等が兼務することができる契約

常駐規定の緩和に伴い、他の工事等の現場代理人との兼務が可能となるが、現場代理人が兼務できる契約は、次の（1）から（3）をすべて満たす場合とする。ただし、1（2）イについては、同一の主任技術者が兼務している工事において兼務する場合に限る。

（1）兼務できる工事等の数は、2件までとする。ただし、市が発注した工事等については3件以内とする。

（2）兼務できる工事等の現場間の距離等について

ア 常駐を必要としない期間における兼務については、現場間の距離は問わない。

イ 常駐を緩和する工事等同士の兼務については、当市に隣接する市町であること。

（3）国又は地方公共団体が発注する工事等であって、発注者の承諾が得られている工事等であること。

3 入札公告等への明示

（1）常駐規定を緩和する期間の明示

常駐を必要としない期間は、契約締結後、設計図書又は打合せ記録等の書面により、具体的な期間を明示するものとする。

また、あらかじめその期間が明らかな場合は、入札公告又は指名通知書（以下「入札公告等」という。）にその旨を明示するものとする。

（2）常駐規定緩和の明示

1（2）により常駐規定を緩和する場合、又は常駐規定を緩和しない場合は、入札公告等にその旨を明示するものとする。

また、入札公告等に明示しなかった場合においても、受注者から現場代理人（現場責任者）の常駐規定緩和に係る照会兼回答書（様式第1号）が提出された場合は、常駐規定を緩和する工事等か否かを判断し、速やかに受注者に回答しなければならない。

4 兼務する場合の手続き

兼務する工事等の発注者が当市以外の場合は、受注者から兼務が可能であることが確認できる書類「入札公告文、指名通知書又は現場代理人（現場責任者）の常駐規定緩和に係る照会兼回答書（様式第1号）」を提出させ、兼務する工事等の発注者の承諾を得たことを確認するものとする。

また、現場代理人等の兼務を認める場合は、受注者から現場代理人（現場責任者）の兼務届出書（様式第2号）を提出させるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
（現場代理人及び現場責任者の兼務に関する取扱要領の廃止）
- 2 現場代理人及び現場責任者の兼務に関する取扱要領（平成22年3月23日市長職務執行者決裁）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 この要領の施行の日（以下「施行日」という。）前に締結した契約に係る現場代理人等の兼務については、前項の規定による廃止前の現場代理人及び現場責任者の兼務に関する取扱要領の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、市長は、施行日前に契約を締結し、工期等の完了日が施行日以後である工事等であって、施行日以後も引き続き継続されるものについて、受注者と協議の上、支障がないと認めるときは、この要領に基づき、現場代理人等の兼務をさせることができる。

様式第1号

現場代理人/現場責任者の常駐規定緩和に係る照会兼回答書	
工事（委託）名	
工事（委託）箇所	
契約金額	
現場代理人 （現場責任者） 氏 名	
<p>上記（工事／委託）は、（現場代理人／現場責任者）の常駐規定を緩和して兼務を認める工事であるか否かを伺います。</p> <p>年 月 日</p> <p>会社名</p> <p>代表者名</p>	

<p>上記（工事／委託）は、（現場代理人／現場責任者）については、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 兼務を認めます。ただし、事前に兼務する（工事／委託）の内容及び連絡先を報告してください。・ 兼務は認めません。 <p>年 月 日</p> <p>発注機関の長</p> <p style="text-align: right;">印</p>

様式第 2 号

現場代理人／現場責任者の兼務届		
加須市長 あて		
工事（委託）名		
工事（委託）箇所		
現場代理人 （現場責任者）	氏 名	
	資 格	
現場代理人（現場責任者） の 連 絡 先		（緊急連絡先）
		（上記以外の連絡先）
<p>上記（工事／委託）の（現場代理人／現場責任者）は、下記（工事／委託）の（現場代理人／現場責任者）と兼務します。</p> <p>また、発注者が求めた場合には、現場に速やかに向かう等の対応を行います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>受注者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p>		
兼務工事 （委託）の 概 要	工事（委託）名	
	工事（委託）箇所	
	発注機関名	
	連 絡 先	

注) 現場代理人（現場責任者）の工事（委託）について、兼務が可能であることが確認できる書類（入札公告文、指名通知書又は現場代理人／現場責任者の常駐規定緩和に係る照会兼回答書）を添付すること。